

●保証期間 年 月 日 ~ 年 月 日 まで（5年間）

カルテ No. \_\_\_\_\_

●保証規約

（1）表記診療については、当医院が責任をもって診療したものです。

従って、この診療について普通の生活で正しく使用し、当医院に定期メンテナンスにおみえになった上で、治療した物が破損、脱落などの不具合が生じた場合には、下記の保証期間のあいだ、当医院がこの保証書により相談の上、**修理及び再製作**を致します。（治療の内容によってはご負担が生じる場合があります）

保証内容	
保証開始からの経過期間	補綴物再製作時の保証割合
1年以内	100%（全額保証）
1年～2年以内	80%
2年～3年以内	50%
3年～4年以内	40%
4年～5年以内	30%

（2）但し以下のような場合は保証対象外となり、治療費の全部または一部をご負担頂く場合があります。

- ・ \_\_\_ヶ月以内に一度のリコール（定期検診）・メンテナンスに依じていただけない場合
- ・ ご本人の不注意や外傷、不慮の事故など、当医院の責任ではない場合
- ・ 根の治療や破折の場合も保証対象外となります
- ・ 無理な使用や当院の指示に従わない状態での使用の場合
- ・ 新たな歯科治療により装置の装着が困難な場合
- ・ 診療時にその発生が予測できない重大な口腔の変化による場合
- ・ 仮歯や他院での修復および再作成は対象外となります

（3）お渡しする当保証書は、保証期間中は大切に保管をお願い致します。

また、定期検診の際には、表記欄に検印を受ける必要がありますので、その際にも必ずご持参ください。\*再発行はいたしませんのでご了承下さい。

医療法人社団 池田会  
池田歯科クリニック